

帯広市建設工事等の予定価格の事前公表に関する要綱

[平成 12 年 4 月 1 日制定]

[平成 20 年 4 月 1 日全部改正]

(目的)

第 1 条 この要綱は、帯広市が発注する建設工事等に係る予定価格を競争入札又は見積書徴取の執行前に公表（以下「事前公表」という。）する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の対象)

第 2 条 市長は、帯広市工事執行規則（昭和52年規則第28号）第 2 条に規定する工事並びに設計及び測量業務（以下「建設工事等」という。）で次のいずれかに該当するときは、予定価格を事前公表するものとする。ただし、市長が予定価格の事前公表を行うことが不相当と認めるときは、この限りでない。

- (1) 一般競争入札に付するとき。
- (2) 指名競争入札に付するとき。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による随意契約のとき。

(公表の方法)

第 3 条 予定価格は、契約管財課において次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により事前公表するものとする。

- (1) 前条第 1 号に掲げる一般競争入札のうち、事後審査型一般競争入札のとき 入札の公告において公表
- (2) 前条第 1 号に掲げる一般競争入札のうち、事前審査型一般競争入札のとき 一般競争入札一覧表（様式 1）により公表
- (3) 前条第 2 号に掲げる指名競争入札のとき 指名競争入札一覧表（様式 2）により公表
- (4) 前条第 3 号に掲げる随意契約のとき 見積一覧表（様式 3）により公表

2 前項のほか、帯広市建設工事等郵便入札実施要領（平成20年4月1日制定）第2条の規定により郵便入札に付した建設工事等については、インターネットによる予定価格の事前公表をあわせて行い、前項各号の様式に準じて作成し、閲覧に供するものとする。

(公表の期間)

第 4 条 公表の期間は、当該公表の日から 1 年間とする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。